

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
080010	小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区	-	-	医師法第17条の特例により、医療的支援が必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、療の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。	《提案理由》本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちを地域の学校で受け入れ教育を進めており、療の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。 《具体的事業の実施内容》学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に(ア)療の吸引、(イ)経管栄養(胃ろうを含む、ただしチューブの交換等は含まない)、(ウ)自己導尿の補助、(エ)定期的な投薬管理等、対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では家族が常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。 《条件》■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。 ■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。	-	-	本提案で求められている特例措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。				-	-			101010	箕面市	大阪府	文部科学省 厚生労働省
080020	山形ものづくり人材育成特区の設置	学校教育法第108条第7項、第122条、第132条等	大学に編入学することができる者について、法令上、①短期大学を卒業した者(第108条第7項)、②高等専門学校を卒業した者(第122条)、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(第132条)が規定されています。	「山形ものづくり人材育成特区」において、即戦力となるものづくり技術者を育成するため、現行法では認められていない、山形県立産業技術短期大学校(以下「産業技術短期大学校」という。)から山形大学工学部への編入学が可能となるようにする。(学校教育法第124条中)当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの「に係る特例)	やまがた新ものづくり産業群を支える技術者の育成・高度化を図るため、「ものづくり人材育成特区」を設ける。具体的には、高度な専門知識の付与をとおして、ものづくり技術力の向上を図り、全県あげて即戦力となるものづくり技術者を育成する。 山形県立産業技術短期大学校(以下「産技短」という。)卒業生は県内への定着率が9割にのぼり、同校卒業生の質の一層の高度化を図ることが、本県ものづくり産業群の持続的発展に直ちに結びつくものとなっている。 このため、当面は、短期大学や高等専門学校への編入学制度と同様に、産技短から山形大学工学部へ編入学ができるよう特例措置を設ける。 この特区計画を行うことにより、まず実践力を身に付け、効果的な職業教育を受けた若人が、その実績の上により論理的で高度な教育を受けて特色ある成長過程を経験して大きく育ち、その数はわずかであっても、地域より活性化する人材となるに違いない。また、このような場があることは、ものづくりへの人の流れを確かなものとするに繋がり、ものづくり人材の質向上が図られるとともに、ものづくり人材の裾野を拡大し、新ものづくり産業群の強化が図られるものである。 (提案理由)	F	I	大学を卒業するために必要な修業年限は4年とされています(学校教育法第87条)。大学への編入学はこの原則の例外に当たることであることから、編入学前の学校等における教育等が、編入学を受け入れる大学における学習と同等以上であると判断できる制度上の担保が法令において存在するものに限定して認められています。このため、①短期大学、②高等専門学校、③専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上であること等文部科学大臣の定める基準を満たすもの、卒業生について、法律上、編入学が認められているものです。 職業能力開発短期大学校は、独立行政法人雇用・能力開発機構又は都道府県が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、法令上、学校教育法で定める教育の目的を実現する教育機関として継続的な活動を行うものとして位置づけられておりません。編入学資格は学校制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一した取扱いとすることが必要であることから、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難です。ただし、大学教育をより開かれたものとするという観点から、大学以外の教育施設等における学修について大学の単位を認定する仕組み(大学設置基準第29条等)の充実に向けて、関係省庁と連携しつつ検討を行い、平成22年度以降、関係法令等の見直しを実施するとともに、大学への編入学の今後のあり方については、単位認定制度の活用状況や、中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討してまいります。		右提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。	F	I	提案の実現に向けて、全国ベースで対応を検討していただけたとの回答がありますが、本県にとっては、喫緊の課題でありますので、速やかな検討をよろしく願います。		1027010	山形県、山形大学工学部	山形県	文部科学省 厚生労働省	
080030	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可		現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師の供給が不足し、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	(具体的事業の実施内容) 都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備地区に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核として地域への食品産業や製菓・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。 (提案理由) 鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増しているが、わが国ではペット産業の隆盛が当該分野への人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。大学の獣医学部は現在全国93人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、意識調査に回答があった四国の公務員獣医師の85%が偏在を認識しているが、四国には1つも獣医学部がないことから、研究拠点や卒業後研修機関もないため、上記分野の獣医師確保は危機的な状況にある。このため、こうした課題に対応する教育課程や教員配置を行う大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。この獣医学部に入学定員の地域格の設定や奨学金制度などを組み合わせること、四国への人材供給を促す。また、農水省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物の高次医療の展開に貢献できる。併せて、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。	C	Ⅲ	獣医系大学は、11都道府県に設置され、各大学には県境を越えた広い地域から集まっている現状からすると、貴県指摘の教育機会の均等について四国地方がその他の地域と比べて、直ちに均衡を失っているという状況にはなく、また御指摘の地方自治体勤務獣医師の不足と獣医系大学の所在の有無との関係は、必ずしも明らかではないと考えています。 獣医師の需給規模等については、平成19年5月に農林水産省の検討会において取りまとめられた「獣医師の需給に関する検討会報告書」によると、獣医師の需給に差し支えはないと明確な供給不足といった見解は示されていません。これを踏まえ、現在、農林水産省において、平成22年度開始を目標に「獣医療法に基づく獣医療の供給体制の整備のための基本方針」の策定に向けた審議が行われていますが、その中で、獣医師の活動分野や地域の偏在が発生する要因や獣医師免許保有者の一定割合が獣医事に従事していない要因を分析し、必要な取組について審議が行われると聞いています。文部科学省としても獣医学教育の現状と課題等の情報を提供しつつ、策定された基本方針等を踏まえ、適切に対応していきます。 また貴県市からの説明資料にある、四国四県の公務員獣医師に対する意識調査によれば、回答中約半数(213人中96人で回答中最多)が、「四国で獣医師を養成しても卒業生はあまり四国に定着しないのではないか」という回答をしています。 この点に関し、公務員獣医師の定着・確保対策としてある県では、処遇の改善(初任給調整手当、専門職ポストの整備等)や受験者増加対策(採用試験見直し、奨学金)等といった取組を実施することで、受験者及び採用者の増(平成19年度3人→平成20年度17人)、早期退職者数の減(平成19年度8人→平成20年度0人)等の効果が現れているところです。 また、その他いくつかの県においても、同様の取組を行っていることと承知しています。 今後、愛媛県におかれては、新たな都道府県計画の策定に向けて、こういった他県の取組も参考にしつつ、現在の枠組みにおいても取組が可能な地方自治体勤務獣医師の確保の方策、例えば、県内外の獣医事に従事していない免許保有者の活用や新規就業者の確保のための処遇改善や奨学金制度の導入等、様々な方策が検討されるものと期待しています。 なお、文部科学省としては、獣医関係学部・学科の入学定員について、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切であると考えています。 さらに、文部科学省においては、昨年12月に獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議を設置し、社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在などの課題に対応した教育内容や質の保証等について検討しているところであり、その中で産業動物分野や公衆衛生分野を取り巻く課題についても、全国的な課題として改善方策について検討しています。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅲ	農水省の検討会報告書でも四国の今後の獣医師不足は明らかで、今後他県同様、獣医師確保対策を検討していくが、そのみでは産業系等の獣医師確保を図ることは困難である。本提案は、獣医学部のない四国の高校生に教育機会を与えることはもとより、貴省の協力者会議で改善が議論されている教育体制・カリキュラムを網羅した高い水準の獣医師養成を行うと共に、産業動物・公衆衛生コース等を設けて、入学段階から動機付けを行うものである。併せて地域入学枠を設定し、奨学金制度を創設することで四国への獣医師の定着を目指す。また、本提案は政府の緊急経済対策の特区による国民潜在力の発揮や地域再生にも寄与するものである。		1030010	今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
080040	日本の通信制高校が海外在住者を生徒として受け入れることを可能とする。	学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条	我が国の高等学校教育を受ける者の居住地に関する規制は設けられていない。	下線部を追加する(学校教育法施行令第24条) 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者又は外国に在住する者を併せて生徒とするものとする。	【具体的事業の実施内容】 日本の通信制高校が、海外に在住する者(日本人及び外国人)を海外にいながらして自らの生徒として受け入れる。 【提案理由】 現行法令(学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条)では、通信制高校は、海外に在住する者の受入れはできないと解釈されている。日本の通信制高校が、海外に在住する者を海外にいながらして自らの生徒として受け入れることは、我が国高等教育機関への留学生数を拡大する効果と期待できる。インターネットによる双方向通信によって国内の生徒と同様に、海外に在住する者に対しても、生徒の実態を把握した計画的・体系的な指導が可能となっている。インターネットによるグローバル化の時代に、通信制高校の生徒を国内に住所を有する者に限る規制に意義があると思えない。	B-1	—	現行法上、我が国の高等学校教育を受ける者の居住地に関する規制は設けられていないことから、ご提案の内容は、現行においても実現可能であると考えます。 (ただし、現行制度では必ずしも海外に在住する生徒に対する通信教育は想定されておらず、国内に在住する生徒に対する広域の通信教育と同様の手続きがないことから、ご提案の内容がより適切に実現できるよう、今後、必要な手続きの整備などを検討していくこととしております。) これらについて、今年度中に関係方面に趣旨を周知したいと考えます。			B-1	—			1037010	ルネサンス・アカデミー株式会社	東京都	文部科学省
080050	専修学校設置基準の緩和(生徒数の下限の緩和)	学校教育法第124条第3号	専修学校における生徒については、「教育を受ける者が常時四十人以上であること」とされており、最低40人の生徒数が必要となります。	専修学校の設立にあたっては、学校教育法第124条第1項第3号により、「教育を受ける者が常時40人以上であること」とされており(例外規定無し)。この基準を緩和し、40人未満でも設立可能とする。	事業概要: 現在規定されている専修学校の生徒数下限40人、専任教員数は最低3人の規制を緩和した専修学校を設立。 少人数の教育により効果的となる、ディスカッション型や実習型のカリキュラム等を中心に行うことにより、実践的なスキルを身に付けた人材を育成し、卒業後に県内で活躍する人材の輩出を目指す。 提案理由: 収容生徒数が40人以上であることの法規制の根拠に、現況に合った合理性がない。少子化が進む中で、福井県において高校生の生徒数は大都市圏とは大きな隔りがある。平成20年の福井県の高校生の生徒数は24千人と全国で5番目に少なく、都道府県平均の1/3程度。高校生の進路選択において、福井県では地元で選択できる専修学校は限られている。福井県の専修学校の数は21校(平成20年)で全国でも2番目に少なく、専修学校の生徒数は全国で一番少ない。このような福井県の現状で、全国一律の専修学校設置基準で新たな専修学校の設置は容易ではなく、福井県の高校卒業者の半数以上は県外へ進学、就職している。このような状況で、福井県の企業で就職して活躍してもらえようようなビジネス人材を育成する、地域独自の状況に柔軟に対応した専修学校を設立する。生徒数の下限緩和、専任教員数の下限緩和、校地・校舎は小規模で対応することにより運営経費負担が軽減され、生徒数20人程度でも健全運営が可能。校舎に隣接する店舗が実習施設として実践的なカリキュラム運営に大きく貢献。非常勤講師は、講師以外の業務として実際の営業活動も行うので担当のカリキュラムへ実際の営業活動を密接に反映させることで、実践的なカリキュラムが可能となり、講師経費負担の軽減にも繋がる。	C	—	専修学校制度は、従来の各種学校のうち一定の規模、水準を有する組織的な教育を行うものを専修学校として位置付け、その教育の振興を図るため創設されたものです。このため、専修学校における一定規模の組織的な教育活動を維持し、教育条件の質を担保するためには、生徒数の最低基準は必要であると考えます。したがって、生徒数の最低基準を緩和する旨のご提案の内容を、特区として導入することは困難です。 なお、40人以下の生徒数で設置することが可能な学校種として、「各種学校」というものがございます。			F	—	現在の社会が求めている主体性のある判断力や人間力の養成に有効なディスカッション型授業や実習型のカリキュラムの実施を考えると、40名よりもむしろ15名程度の少数精鋭の方が教育水準の維持にはよほど効果的であり、実社会が求めている教育である。40名では教師の目が行き届かないということは、義務教育のクラスの生徒数に関する議論で周知の通りである。生徒数の最低基準である40名という数字の根拠を示していただけせんか。各種学校では、専門士の称号の取得、大学3年生への編入が出来ないので、意欲のある生徒の受け入れができません。地域人材の育成につながるもので、専修学校で希望いたします。	地域コミュニティ型専修学校構想	1038010	株式会社大津屋	福井県	文部科学省
080060	専修学校設置基準の緩和(教員数の下限の緩和)	専修学校設置基準第17条第2項	専修学校における教員については、三人を下ることができないこととされており、最低3人の専任教員が必要となります。	専修学校設置基準第17条第1項列表第一において、専修学校の教員数は最少でも3人以上が必要とされている。「生徒数の下限の緩和(提案中)」に伴い、教員数についての下限を緩和し、専任教員数を1人以上とする。	事業概要: 現在規定されている専修学校の生徒数下限40人、専任教員数は最低3人の規制を緩和した専修学校を設立。 少人数の教育により効果的となる、ディスカッション型や実習型のカリキュラム等を中心に行うことにより、実践的なスキルを身に付けた人材を育成し、卒業後に県内で活躍する人材の輩出を目指す。 提案理由: 収容生徒数が40人以上であることの法規制の根拠に、現況に合った合理性がない。少子化が進む中で、福井県において高校生の生徒数は大都市圏とは大きな隔りがある。平成20年の福井県の高校生の生徒数は24千人と全国で5番目に少なく、都道府県平均の1/3程度。高校生の進路選択において、福井県では地元で選択できる専修学校は限られている。福井県の専修学校の数は21校(平成20年)で全国でも2番目に少なく、専修学校の生徒数は全国で一番少ない。このような福井県の現状で、全国一律の専修学校設置基準で新たな専修学校の設置は容易ではなく、福井県の高校卒業者の半数以上は県外へ進学、就職している。このような状況で、福井県の企業で就職して活躍してもらえようようなビジネス人材を育成する、地域独自の状況に柔軟に対応した専修学校を設立する。生徒数の下限緩和、専任教員数の下限緩和、校地・校舎は小規模で対応することにより運営経費負担が軽減され、生徒数20人程度でも健全運営が可能。校舎に隣接する店舗が実習施設として実践的なカリキュラム運営に大きく貢献。非常勤講師は、講師以外の業務として実際の営業活動も行うので担当のカリキュラムへ実際の営業活動を密接に反映させることで、実践的なカリキュラムが可能となり、講師経費負担の軽減にも繋がる。	C	—	専修学校の教員組織の充実を図り、専修学校における教育内容の一定水準を保障するため、組織的、継続的な教育活動を行う上で最低限度必要な専任教員数を3人と定めているところですが、したがって、専任教員の最低基準を緩和する旨のご提案の内容を、特区として導入することは困難です。 なお、「各種学校」であれば、最低3人の教員は必要となりますが、専修学校と異なり、その全てが専任教員である必要はございません。			D	—	株式会社立の専修学校において、専任講師と認められる判断定義は、同株式会社の専任社員として講師としての資格を有し、講師をつとめれば専任講師として判断出来るのでしょうか。	地域コミュニティ型専修学校構想	1038020	株式会社大津屋	福井県	文部科学省
080070	文化財保護法の緩和	文化財保護法	史跡に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を得なければなりません。また、許可するかどうかについては、同法において、文化審議会に諮問することとされており、文化庁長官は文化審議会(専門家)による意見を踏まえて、判断しています。	城郭等の復元は、文化庁が定めた「歴史的建造物の復元の取扱い基準」に基づいて、復元の根拠となる指図(絵図面)・絵画・写真・模型・記録等の精度が高く良質の史料の存在が必要となります。文化財保護法に基づき、文化庁長官の許可を得なければなりません。また、許可するかどうかについては、同法において、文化審議会に諮問することとされており、文化庁長官は文化審議会(専門家)による意見を踏まえて、判断しています。	県都、盛岡市は、特別な産業もありません誘致企業の誘致できる工業団地等もなく経済が、冷え切っています。多くの宿泊施設は、整ってありますが、観光地もありません。盛岡城は、盛岡市の中心にあり城跡を中心に城下町の街並みを残しています。城跡の周辺には、官庁街や商店街が、広がっておりJR盛岡駅からも徒歩15分位の距離にあります。盛岡城は、会津若松城とともに東北三名城と書かれてきました。また奥羽の城で、正式に天守を持つとされているのは、会津若松城と盛岡城のみです。盛岡城は、国の史跡に指定されています。現在城は、取壊され石垣しか残っていません。城郭等の復元は、文化庁が定めた「歴史的建造物の復元の取扱い基準」に基づいて、復元の根拠となる指図(絵図面)・絵画・写真・模型・記録等の精度が高く良質の史料の存在が必要となりますので、城郭等の史料が乏しい盛岡城は、復元は極めて難しく現状の資料だけでは、復元許可は、出ません。盛岡城は、平面図と写真と絵画しか残されておらず、盛岡城の構造は大坂城に非常に良く似ています。豊臣秀吉の腹心、浅野長政が南部氏の城作り協力し、おそらく大坂城を熟知する人物が、盛岡城の設計図を書いたのではとされています。文化財保護法等を緩和していただき、盛岡市民一体となり盛岡城を復元し盛岡市のシンボルとし観光客を増やし冷えきった盛岡を発展させる唯一の方法と考えます。 【関係法:文化財保護法第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない】	C	I	文化財保護法により史跡に指定された区域内に復元等の目的で建造物を建てる場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき、現状変更の許可が必要となります。現状変更については、一律に禁止しているものではなく、当該行為の遺構への影響や歴史的景観への影響等を、文化審議会への諮問を通じて、専門の見地から総合的に判断することとしています。 史跡は、貴重な国民的財産であり、方が不適切な現状変更等を行い文化財としての価値を損ねてしまふと取り返しがつかなくなるため、このような制度を設けています。 このように、文化財保護法に基づく現状変更の許可の制度は、国民的財産である文化財を守ることを目的としており、一定の地域に限って特例措置を認めることは困難であると考えます。			C	I			1051010	盛岡商工会議所	岩手県	文部科学省